

議案第65号関連資料  
財産区有土地の処分について

1 要 旨

大窪村財産区及び大久保町財産区が所有する土地の売り払いにつき「地方自治法第96条第1項第8号」及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条」（予定価格4000万円以上で1件5000㎡以上の土地の売り払い）に基づきまして、議会の議決を求めるものです。

2 処分しようとする土地の表示

① 所在地 明石市大久保町大窪字大谷2611番1  
地 目 溜池  
面 積 15,447.69㎡（実測面積）  
所有者 明石市大窪村財産区

② 所在地 明石市大久保町大窪字大谷2611番2  
地 目 溜池  
面 積 6,875.33㎡（実測面積）  
所有者 明石市大久保町財産区

合計面積 22,323.02㎡（実測面積）

3 処分しようとする土地の処分価格及び相手方

処分価格 1,288,880,000円  
処分相手 明石市大久保町大窪497番地の1  
関西住宅販売株式会社 代表取締役 横野修三

4 処分の目的

耕作地の減少で不要となった、ため池（中池）を処分することにより、財産区財産の維持管理にかかる財源を確保するとともに、民間活力による良好な街区の形成を図ることを目的としています。

5 処分の方法

令和4年6月15日に一般競争入札を実施し、最高金額での入札者を落札者となりました。売買代金は明石市大窪村財産区、明石市大久保町財産区それぞれが所有する土地の面積で案分いたします。

6 処分の日程

令和4年6月28日に処分予定者と仮契約を締結しております。  
第2回定例会（9月議会）での議決を条件として、本契約が成立する内容となっております。

【参考】 処分しようとする土地の付近見取図

